

令和5年(受)第433号 上告受理申立事件

申立人 ●● ●●

相手方 日本通運(株)

## 意見陳述書

令和5年4月14日

最高裁判所 御中

申立人 ●● ●●

安定して働ける職場がある。それだけでこんなに嬉しいことはありません。私には中学生の子供がおりますが、いつ辞めさせられるのかわからない状態では、安定した生活ができず希望が見いだせないのです。

労働契約法18条が定められた当時、日本通運の総務・労働部長であった秋田氏は、無期転換権が発生しないようにする目的で「有期雇用者の取扱いについて(解説資料)」(2014年6月付け)という総務・労働部作成の運用基準を作成したと認めています。そして「(勤務していた)有期雇用者を全員無期にしたら大変なことになってしまう」と川崎における日本通運の契約労働者の雇い止めの裁判で証言しています(甲47)。

でも、そもそも労働契約法18条は「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ること」を目的として無期労働契約への転換が出来ることを定められたはずで、それなのに、労働者の雇用の安定のために新設された法律によって逆に失業させられるなんてこんな理不尽なことはありません。

私が会社で直接雇用になった時、労働契約法18条はまだありませんでした。日本通運で雇用されている途中で18条ができたのですが、そうしたら会社は法律を酷い解釈をして独自の運用基準を作り強引に私は雇止めされました。もしこの法律が無ければ私は今も会社で働いていたはずで、会社は18条を使わせないために独自のルールを作ったのですから、明らかに18条の潜脱をしたのです。

2017年の7回目の契約更新の石居課長との面談でこの契約をしないと次の話に行けないと言われて、やむなく2017年8月末までの2カ月の契約書にサインをしました。そして、2017年の8回目の契約更新のときまでに、エステローダーの失注後のための他の事業所を紹介され、また契約終了日が2018年3月末までに変更された契約書にサインしないと契約更新できないと言われて、労働相談情報センターのアドバイスもあり、やむなく契約書にサインをしました。そうしたら、2018年3月31日に今度は本当に契約が終わってしまいました。不更新条項が書かれている契約書だとわかっているにもかかわらず、この先にも契約してもらうことを考えれば、とてもサインを拒むことは出来ませんでした。

石居課長からは「2015年6月1日を基準にして会社が運用基準を作成した

が、そのことを明示する義務はない」と説明され、従業員に周知されませんでした。

また団交で会社側代理人は業務失注での整理解雇は原告の雇用契約と全く関係ないと言っています。そして契約社員に適用される労働協約はないと第一回の団交の冒頭で発言しています。なので、私が、この運用基準によって縛られることはないはずで

です。日本通運は2019年4月から5年更新上限を撤廃し、数千人の非正社員を正社員化しています。しかし、私はその前の2018年に雇止めされました。運用基準によって雇止めされた私達と無期雇用になった人とは天と地の差があります。同じように働いてきた同じ支店社員の田原さんを含めエスティローダーの仕事をしてきた同じ事業所の人

は現在も在籍し安定した生活をしています。私には、とても納得出来ません。最高裁判所は、会社は、恣意的な基準を定めてそれを満たさない非正規社員の無期転換を一切認めない、つまり、労働契約法の趣旨が会社が気に食わないので法律逃れをしたという事実をきちんと見て、私だけでなく、すべての契約労働者の雇用の安定につながる、公正な判決を出すことを求めます。

私は現在パートで働いていますが、5年間も一生懸命に働いてきても直前で雇止めされ無期転換出来ないということが公に認められればまた同じような目に遭うのではないかと思い、この先恐怖でしかありません。

労働契約法18条の法律が何のために、どういう趣旨で立法されたのかをよく踏まえたうえで判断して欲しいと思います。既存の人を雇止めして新たに人を入れ替えるだけの法律では、法律が出来た意味がありません。この法律は人を使い回すために作られた法律ではなく、有期労働契約者の雇用の安定のためにつくられたはずで

す。会社がやったことは無期転換逃れでしかありません。私だけでなく、被害者となった多くの有期労働契約者の雇用を守るために公正な司法の判断を強く望んでいます。そして私は断固として日本通運の法の潜脱を認めません。絶対にこの裁判に勝ちたいと思います。全国から署名も集まり注目されている裁判であると感じます。私

がこの裁判に勝つことで2000万人の契約労働者を救うことになります。きちんと労働契約法18条の立法趣旨の「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ること」をふまえて有期労働契約者の生活の安定のために、日本通運の法律の潜脱をみとめない

と明文化された、骨抜きではない最高裁判所の判決を強く強く望みます。――